

2025年度総会 提出議案

2025年7月7日（月） 13：30～

広島市中区地域福祉センター5階ボランティア研修室

広島市域訪問介護事業者連絡会

<<https://hkjr-hiroshima.mixh.jp>>

目 次

議 事	頁
第 1 号議案 広島市域訪問介護事業者連絡会 2024年度事業報告と決算について	…………… 1
第 2 号議案 広島市域訪問介護事業者連絡会 2025年度事業計画と予算について	…………… 6
第 3 号議案 広島市域訪問介護事業者連絡会 役員改選について	…………… 10
添付資料	
広島市域訪問介護事業者連絡会 規約	…………… 11

第 1 号議案

2024 年度事業報告と決算について

2024 年度事業報告と決算について、規約第 11 条第 4 項の(1) (2)の規程に基づき承認を求める。

<事業報告>

1. 総会の開催 2024 年 6 月 28 日（金）（法人数 58：承認 52 法人、否認 0 法人）

- 1) 議案：【第 1 号議案】2024 年度事業報告と決算報告
【第 2 号議案】2025 年度事業計画と収支予算
【第 3 号議案】役員改選

2) 場所：書面決議

2. 幹事会の開催

- | | | | |
|---------|-------------|-----------------|---------|
| 【第 1 回】 | ： 5 月 10 日 | 出席幹事・監事・参事 13 名 | ※広島市様出席 |
| 【第 2 回】 | ： 6 月 28 日 | 出席幹事・監事・参事 10 名 | |
| 【第 3 回】 | ： 9 月 13 日 | 出席幹事・監事・参事 11 名 | ※広島市様出席 |
| 【第 4 回】 | ： 11 月 22 日 | 出席幹事・監事・参事 8 名 | ※広島市様出席 |
| 【第 5 回】 | ： 3 月 18 日 | 出席幹事・監事・参事 13 名 | ※広島市様出席 |

3. 会長・副会長・区会長会議

- | | | |
|---------|-------------|--------------|
| 【第 1 回】 | ： 4 月 19 日 | 会長・副会長・区会長出席 |
| 【第 2 回】 | ： 8 月 20 日 | 会長・副会長・区会長出席 |
| 【第 3 回】 | ： 11 月 14 日 | 会長・副会長・区会長出席 |
| 【第 4 回】 | ： 3 月 13 日 | 会長・副会長出席 |

4. 録画配信研修会

1) 会員法人限定のオリジナル動画配信研修を開催 ※全参加者 192 件

《第 1 回》

- ①日 程：令和 6 年 12 月 18 日配信
- ②内 容：『災害 BCP、感染症 BCP 机上訓練偏』
- ③講 師：株式会社不二ビルサービス 金山大志氏、鶴岡亜矢子氏
日本基準寝具株式会社 坂口友耶氏

④参加者：【区 別】 【参加法人数】 【参加者数】 【アンケート数】

安芸・南区	17 法人	23 名	15 件
安佐南・北	16 法人	21 名	15 件
西・佐伯区	22 法人	28 名	15 件
中・東区	18 法人	23 名	10 件
合 計	73 法人	95 名	55 件

《第2回》

①日 程：令和7年1月20日配信

②内 容：『災害BCP、感染症BCP机上訓練偏』

③講 師：株式会社不二ビルサービス 金山大志氏、鶴岡亜矢子氏
日本基準寝具株式会社 坂口友耶氏

④参加者：【区 別】	【参加法人数】	【参加者数】	【アンケート数】
安芸・南区	17 法人	25 名	12 件
安佐南・北	16 法人	21 名	18 件
西・佐伯区	22 法人	28 名	10 件
中・東区	18 法人	23 名	15 件
合 計	73 法人	97 人	55 件

5. 地域別連携

- 1) 各区の地域ケアマネジメント会議推薦者の公募啓発
- 2) 各区の在宅医療・介護連携推進事業による研修会等の支援
- 3) 広島市北部在宅医療介護連携支援センター事業への協力
- 4) 東区在宅サポート研修会への協力
- 5) 広島県社会福祉協議会による介護分野就職支援金貸付事業等の啓発
- 6) 広島県訪問介護事業連絡協議会主催の研修会へ協力

6. 会員への支援活動

- 1) 広島市高齢福祉部と物価高騰支援補助金について協議
- 2) 広島市介護保険課と介護職員実態調査に対する企画及び実施協力
- 3) 広島市介護保険課と介護人材確保に対する意見交換
- 4) 広島市介護保険課と介護職員等処遇改善加算の取得促進の意見交換
- 5) 広島市介護保険課とDX化・システム運用で介護記録の取り扱いを協議
- 6) 広島市介護保険課の広報企画「鈴木福のミミより！ひろしま」の「ホームヘルパーの魅力発信のための広報事業」へ参画
- 7) 広島市介護保険課と訪問介護事業の「高校生・大学生向けの現場体験学習についての意見交換
- 8) 広島市こども青少年支援部が実施する産後ヘルパー派遣事業の委託事業者拡大への協力
- 9) 広島市環境局業務部業務第1課が実施する「ふれあい収集事業」への協力
- 10) 広島県が広島県社会福祉協議会へ委託運営する「介護職場サポートセンターひろしま」の広報協力
- 11) 「魅力ある職場宣言認証制度」の普及促進に関する情報発信とICT・介護ロボット導入支援制度の啓発
- 12) 会員法人の小規模グループ合同就職説明会の開催

《多機関との連携》

- 1) 2024 年度地域ケアマネジメント会議各区への参加
- 2) 広島市障がい者自立支援協議会への参加
- 3) 広島市地域包括支援センター運営協議会へ参加
- 4) 広島県介護労働懇談会へ参加
- 5) 広島市南区在宅医療・介護連携推進委員会への参加
- 6) 広島市安佐南区在宅医療・介護連携推進委員会への参加
- 7) 広島市東区多職種連携の会（ひがしの絆）への参加
- 8) 広島市難病対策地域協議会への参加
- 9) 広島市南区地域保健対策協議会への参加
- 10) 広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会へ参加
- 11) 「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」の推進を支援

7. 広報活動

- 1) ホームページの運用
アドレス：<http://hkjr-hiroshima.mixh.jp>
- 2) ホームページ内の「連絡会インフォメーション」にて会員へ情報提供
- 3) YouTube チャンネルの運用

2024年度収支決算
対象期間:2024年5月1日~2025年3月31日

(単位:円)

項目	決算額	備考
I 収入の部		
1. 前年度繰越金	3,163,579	
2. 年会費	法人 312,000 事業所 282,000	法人×60(新規×4) 事業所×141
3. 研修参加費 ・全体研修会 ・録画動画配信研修(2回)		感染症まん延防止にて中止 会員限定無料研修
4. 研修補助金 ・社)広島県シルバーサービス振興会	180,000	オリジナル動画配信研修
5. 雑収入 ・金融機関受取利息	1,934	
合 計	3,939,513	
II 支出の部		
1. 事業費		
(1) 総会運営費		
(2) 全体研修運営費 (1回)		感染症まん延防止にて中止
(3) 録画動画配信研修(2回)	30,000	講師謝金 3名分
(5) 幹事会運営費		
(6) 関連郵送費		
(7) 広報費		幹事によるメンテナンスにより無料
2. 管理費		
(1) 封筒作成費	26,730	連絡会送付用
(2) 事務用品費	1,754	テープのり、郵送ラベル
(3) 会議費	29,843	zoomライセンス料
(4) 印刷・郵送費	49,802	印刷費11,356 郵送費35,212 通信費3,234
(5) 振込手数料		
3. 次期繰越金	3,801,384	
合 計	3,939,513	

2025年5月23日 作成

広島市域訪問介護事業者連絡会 会長 岡崎 ジョージ

監査報告書

広島市域訪問介護事業者連絡会

会長 岡崎 ジョージ 殿

「広島市域訪問介護事業者連絡会」の2024年度の収支決算書
および会計事務について下記日程にて監査を実施いたしました。

収支決算書の記載内容および会計事務は、適正に施行されている
ものと認めます。

以上

2025年 6月 4日

広島市域訪問介護事業者連絡会

監査 田頭 嘉直



2025年度事業計画と予算について、規約第11条第4項の(1)(2)の規程に基づき承認を求める。

<2025年度方針>

2024年の介護事業者の倒産が過去最多の172件（前年比40.9%増）に達したことがわかり、これまで最多だった2022年の143件を29件上回りました。ヘルパー不足や集合住宅型との競合、基本報酬のマイナス改定などが影響した訪問介護が介護事業者の中でも過去最多の81件と増加をいたしました。

原因別では利用者の獲得遅れなどが響いた売上不振が125件（前年比35.8%）と最多で、そのうち訪問介護も売上不振で66件と最多（前年比22.2%）でした。

高齢化が進むなか、人手不足の解消は容易ではなく、介護事業者の経営効率化は一刻を争う問題となっています。コロナ渦で悪化した経営を立て直せず、物価高騰の中で多様化するニーズや人材確保が難しい事業者の倒産は2025年も増加する可能性が高いと思われまます。

人手不足の解消が容易ではないことから訪問介護事業者として成すべき課題は、介護の質の確保が大前提で、介護サービスの生産性向上への取り組みが必要と考えます。それを具現化するには、介護サービス提供以外の事務業務の更なる効率化を目指し、介護サービス提供に要する時間に費やせるよう改善することが急務と考えます。

現在、訪問介護事業者ではDX化が推進されていますが、体制の安定化を進める必要があります。好事例の情報共有により確実に効率化の成果が望まれます。

したがって、当連絡会では会員法人の皆様がこれらの課題を円滑に改善できるように、また介護業界が魅力のある職場（社会的意義、安定性や将来性がある仕事、やりがいなど）であることを更に周知し、他産業からの人材確保を積極的に行うことが不可欠であると考えます。

そのような中、当連絡会の役割として会員事業者の「仕事や職場の魅力づくり」「介護職の地位向上」などの取組みを進めていくための各種の支援活動を行います。

最後に、当連絡会の活動に当たっては、広島市をはじめとした各行政と連携し、訪問介護サービスの重要性・価値観を更に認識していただくとともに、介護業界及び訪問介護事業が『魅力ある職場・仕事』となることを活動方針といたします。

< 事業計画 >

1. 全体研修会

- 1) 訪問介護事業所の運営に係る事務業務の効率化を目的に DX 化の推進の現状や課題についての情報交換会を全体又は地域別に開催。
- 2) カスタマーハラスメント対応の義務化に伴う研修会の開催

2. 地域別連携

- 1) 地域単位で必要な年間研修や対面による介護技術研修の開催
- 2) 地域単位又は小グループ単位による行政説明及び意見交換会の開催
- 3) 広島市との連携による訪問介護就職説明会又は小グループ別就職説明会の開催

3. 会員への支援活動

- 1) 会員へ必要な情報をホームページのインフォメーションにて提供
- 2) 法定研修を会員限定のオンデマンド配信研修を実施し、訪問介護員が何時でも何処でも研鑽できるよう会員法人の研修企画立案を支援
 - ①感染症等予防、食中毒予防、蔓延防止（9月2回）
 - ②認知症及び認知症ケア（10月2回）
 - ③倫理及び法令遵守、プライバシー保護（11月2回）
 - ④事故発生予防、発生時・緊急時の対応、再発防止（12月2回）
 - ⑤介護職が知っておきたい非常災害時の対応（1月2回）

4. 他機関との連携

- 1) 広島市域の関係機関との連携を強化するため意見交換の場づくり
- 2) 2025年度広島市地域ケアマネジメント会議へ参加
- 3) 広島市東区多職種連携の会（ひがしの絆）へ参加
- 4) 各区在宅医療・介護連携推進事業へ参加
- 5) 広島市北部在宅医療・介護連携支援センターと連携
- 6) 広島市障がい自立支援協議会へ参加
- 7) 広島市難病対策協議会へ参加
- 8) 広島市地域包括支援センター運営協議会へ参加
- 9) 各地域保健対策協議会等へ参加
- 10) 広島県介護労働懇談会へ参加
- 11) 広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会へ参加
- 12) 「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」の推進を支援

5. 機関会議の運営

- 1) 総会（2025年7月開催）
- 2) 幹事会（年8回程度開催）
- 3) 会長・区会長会議（必要に応じて随時開催）

6. 広報活動

- 1) ホームページの運営管理
- 2) ホームページ（インフォメーション）にて会員へ情報発信
- 3) YouTube 動画にて連絡会活動の広報を検討

【年間の主要行事日程】

月次	総会、幹事会、意見交換会又は研修会等
4月	
5月	幹事会
6月	幹事会
7月	総会、幹事会
8月	
9月	幹事会、動画配信研修
10月	幹事会、動画配信研修
11月	地域別研修会、動画配信研修
12月	幹事会、動画配信研修
1月	動画配信研修
2月	幹事会、全体研修会
3月	幹事会

【連絡先の所在地】

〒733-0833 広島市西区商工センター6-1-11
（サンキ・ウエルビィ株式会社内 担当 北舛）
TEL（082）270-2266
FAX（082）270-2268

【一般公開 YouTube チャンネル】

< 広島市域訪問介護事業者連絡会で検索 >

【会員法人専用 YouTube チャンネル】

< 会員法人へURL及びQRコードを送付 >

【専用ホームページ】

< <https://hkjr-hiroshima.mixh.jp> >

広島市域訪問介護事業者連絡会

2025年度収支予算(案)
対象期間: 2025年4月1日~2026年3月31日

(単位:円)

項目	決算額	備考
I 収入の部		
1. 前年度繰越金	3,801,384	
2. 年会費	594,000	
	280,000	事業者: @5,000円×56
	282,000	事業所: @2,000円×141
	32,000	新規: @8,000円×4
3. 研修参加費	50,000	
・全体研修会	45,000	会 員: @1,000円×45
対面研修1回	5,000	非会員: @5,000円×5
オンデマンド研修10回	0	オンデマンド研修
・グループ意見交換会/研修会	0	
4. 研修補助金	460,000	
・社)広島県シルバーサービス振興会	460,000	法定研修録画研修費補助
5. 雑収入	1934	前年度実績
・金融機関受取利息		
合 計	4,907,318	
II 支出の部		
1. 事業費	1,565,000	
(1) 総会運営費	105,000	
	50,000	郵送代金
	50,000	資料作成
	5,000	諸経費
(2) 全体研修運営費	810,000	
オンデマンド研修10回	500,000	オンデマンド研修
対面研修1回	200,000	講師謝金/交通費
	80,000	案内文郵送費
	30,000	資料作成費
(3) グループ意見交換会/研修会	300,000	
	200,000	講師謝金/交通費
	100,000	ベッド等レンタル費
(4) 幹事会運営費	50,000	
	50,000	会場費、資料作成費
(5) 広報費	300,000	
	300,000	ホームページ運営・修正費 イベント広告費
2. 管理費	210,000	
(1) 封筒作成費	100,000	連絡会封筒作成費
(2) 事務用品費	50,000	印刷、郵送費 消耗品、通信費
(3) 会議費	50,000	会議運営諸費用 zoomライセンス契約等
(4) 雑費	10,000	
3. 次期繰越金	3,132,318	
合 計	4,907,318	

2025年5月26日 作成

広島市域訪問介護事業者連絡会 会長 岡崎 ジョージ

第3号議案

2025年度へ変更

役員改選について

広島市域訪問介護事業者連絡会 役員名簿（案）

会 員 名	法人役職名	氏 名
<幹事>		
医療法人あかね会	サービス提供責任者	満生 年明
一般社団法人安芸地区医師会	所 長	立花 勲
株式会社オムエル	所 長	山本 珠未
株式会社クォーレ	取締役副社長	岡田 孝
有限会社ケアネット広島	代表取締役	武廣 亮介
Common 株式会社	代表取締役	松永 眞樹
サンキ・ウエルビィ株式会社	顧 問	岡崎 ジョージ
株式会社ニチイ学館 広島支店	支店長	山本 有見
日本基準寝具株式会社	課長代理	大成 智之
広島中央保健生活協同組合	事務長	田頭 嘉直
生活協同組合ひろしま	統括課長	西谷 三恵
株式会社不二ビルサービス	ケア事業部 次長	末弘 千恵
株式会社ニックス	介護事業部 次長	今村 洋之
有限会社ケアメイトおおはら	キャリアコンサルタント	井尻 淳
<監事>兼任		
株式会社クォーレ	取締役副社長	岡田 孝
広島中央保健生活協同組合	事務長	田頭 嘉直
<参事>		
株式会社オムエル	代表取締役社長	黒本 正雄
サンキ・ウエルビィ株式会社	副部長	井上 桂子

広島市域訪問介護事業者連絡会規約

(名 称)

第1条 本会は、「広島市域訪問介護事業者連絡会」（以下「連絡会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、広島市との連携と訪問介護事業者相互の研鑽により、訪問介護サービスの質の向上を図ると共に、事業者としての共通課題の社会的提案等を行なうことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 広島市域介護サービス事業者連絡協議会への課題提案に関すること。
- (2) 広島市と連携したサービスの質の向上に係る情報収集に関すること。
- (3) 会員の研修等に関すること。
- (4) 事業者間の連携と情報交換に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(組 織)

第4条 本会の会員は、広島市域において訪問介護サービスを提供する事業者とする。

(入退会等)

第5条 本会へ加入しようとする事業者は、所定の入会申込書を提出し、幹事会の承認を得なければならない。

- 2 本会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。
- 3 入会承認後、三ヶ月以内に会費を納入しない場合は退会とする。
- 4 本会の名誉を著しく損じた場合および法令等を遵守しない場合、幹事会の議決により当該会員を退会とできる。

(役員の数)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 幹 事 15名以内
- (4) 監 事 2名 (幹事と兼務可)
- (5) 員外役員 若干名

(役員を選任)

第7条 役員を選出は、次の各号により行うものとする。

- 2 幹事及び監事は、総会において会員の互選により選任する。
- 3 会長及び副会長は、幹事会の互選により選任する。
- 4 員外役員は、幹事会の推薦により総会で選任する。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

- 4 幹事は、幹事会を構成し、会務を執行する。
- 5 監事は、会計の監査にあたる。
- 6 員外役員は、会長の要請により幹事会に出席し、会の運営について意見を述べるができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第10条 本会に総会及び幹事会を置いて、業務を遂行する。

(総会)

第11条 総会は、年1回会長が召集する。なお、臨時総会は会長が必要と認めた場合とする。

- 2 総会は、委任状も含め会員の過半数の出席で成立し、議事は出席会員の過半数をもって決定する。なお、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 3 総会の議長は会長が務める。
- 4 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (2) 予算及び決算に関する事。
 - (3) 規約の改廃に関する事。
 - (4) 役員選任に関する事。
 - (5) その他幹事会の運営に関する事。

(幹事会)

第12条 幹事会は、会長が召集し、総会の決定事項の実行及び連絡会の運営事項について協議する。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、総会の決定事項を推進するために必要に応じ、委員会を設けることができる。

(顧問)

第13条 本会を円滑に運営するために、顧問を置くことができる。

(会費)

第14条 会員は、連絡会の業務を行なうための会費を負担する。

- 2 会費は、年会費とし、1事業者あたり5,000円と1事業所あたり2,000円を加えた額とする。
- 3 年度途中の入会者および新規事業所開設についても1事業者あたり5,000円と1事業所あたり2,000円をそれぞれ加えた額とする。
- 4 年度途中における退会者については、納入済みの当該年度の会費は返還しないものとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終了する。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、幹事会において協議し、会長がこれを定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規約は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成15年3月3日に改定し、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この規約は、平成16年3月29日に改定し、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この規約は、平成21年5月26日に一部改定し、平成21年6月1日から施行する。
- 5 この規約は、令和3年6月30日に一部改定し、令和3年7月1日から施行する。